

前橋市監査委員公表第9号

前橋市長から財政援助団体監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和元年8月26日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	藤	江		彰
同	富	田	公	隆

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

措置日 令和元年7月1日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p><b>【監査対象団体：前橋スポーツコミッション】</b></p> <p><b>1 出納事務について（指摘事項）</b></p> <p>(1) 資金前渡について ハンガリーレスリング招聘事業ほか複数の事業の支出手続きにおいて、資金前渡を行っているが、支出命令書を作成せずに多額の預金を引き出しており、決裁責任者による確認が不十分な状況であった。また、使用されなかった現金の精算に2か月以上を要していた。 資金前渡を行うに当たっては、支出命令書を作成し、支出手続きの意思決定を明確にするとともに、事故防止や不正防止の観点から、支出が完了した後は速やかに精算処理を行うなど、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p>(2) 立替払について 支払事務において、立替払による支出を多数行っており、精算の時期が遅れているものや高額な立替払も複数あった。 支払事務については、急な支出に対応するための前渡金（小口現金）を用意し、現金出納簿でその管理をするなど事務処理の見直しを図られたい。</p> <p><b>【監査対象所属：スポーツ課】</b></p> <p><b>1 会計事務について（指摘事項）</b> 前橋スポーツコミッションの運営において、団体の事務局をスポーツ課内に設置し、本市職員が会計事務を行っているが、支出命令書の決裁手続きの不備や出納簿の記載誤りなどが多数見受けられた。また、事務局長による出納簿等の定期的な確認も行われておらず、内部統制が機能しているとは言い難い状況であった。 団体の収入の大部分は本市からの負担金であり、事務局もスポーツ課内に設置していることから、会計事務については公金に準じた事務処理を行う必要があると考えられるため、内部統制の徹底を図り、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p>	<p>資金前渡については、支出命令書を作成し、支出手続きの意思決定後に執行を徹底すること、また、支出完了後速やかに精算処理を行うことを決定した。</p> <p>立替払については、必要最低限とするとともに、前渡金（小口現金）を用意し現金出納簿による管理を行うことを決定した。</p> <p>会計事務については、公金に準じた事務処理の徹底を図るとともに内部統制機能の強化に向け事務打ち合わせの機会等定期的に執行状況や事務内容を確認することを決定した。</p>

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p><b>2 団体運営について（要望事項）</b></p> <p>前橋スポーツコミッションの運営において、現在の本市の関わりとしては、負担金による財政的支援に加え、事業主体として市の職員により事業の実施を行っている状況であり、負担金事業とする必要性に疑義がある。</p> <p>適正な財務の執行を図る観点から本市の事業として直執行することに改めるなど、見直しを検討されたい。</p>	<p>前橋スポーツコミッションは、スポーツ団体、経済団体、観光団体、報道団体等の代表から構成され、スポーツ振興のみならず地域経済の活性化を図ることを目的としている組織であり、現段階では本市事業とすることは難しいが、適切な財務執行について徹底を図っていくこととしたい。</p>

財政援助団体監査結果に係る措置通知書

措置日 令和元年7月19日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p><b>【監査対象団体：特定非営利活動法人すみれの会】</b></p> <p><b>1 会計処理等の業務委託について（指摘事項）</b>            団体の会計処理や決算書作成などの財務会計業務において、すみれの会の職員と業務委託契約を締結していた。            すみれの会の慣例として、児童館運営業務から会計処理等の財務会計業務を切り離して考えており、財務会計業務を担う職員に対し、業務委託としてその対価を支払っているとの説明であったが、当該業務については児童館運営業務の一部と考えられ、給与として支払うのが適当であるため、給与規程にのっとり適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p><b>2 預り金について（指摘事項）</b>            総勘定元帳における預り金の残高において、別の勘定科目に計上すべき経費を誤って計上したまま翌年度に繰り越していた。また、給与手当から源泉徴収した総額よりも税務署に納付した総額が少ないにもかかわらず、残額を預り金に計上したまま翌年度に繰り越していた。            預り金残高の内訳を明らかにし、科目修正や還付など適切に処理するとともに、預り金の残高を適時確認するなど適切に管理し、適正な事務処理を行うよう改善されたい。</p> <p><b>【監査対象所属：子育て施設課】</b></p> <p><b>1 補助金交付要項の見直し等について（要望事項）</b>            民間児童館運営費補助金の交付要項において、補助対象とする経費や補助対象に適さない経費についての具体的な記載がなく、実績報告においても、補助金を充当した経費が明確にされておらず、補助金の執行を適正に確認できているか疑義が生じる状況であった。            交付要項において、補助対象とする経費や補助対象に適さない経費について明確にするとともに、補助事業者に対しても、補助金の充当経費が確認できる実績報告書を作成するよう指導し、より適切な補助金交付事務となるよう努められたい。</p>	<p>財務会計業務について理事と委託契約をしていたが、すでに解約した。職員を増員し財務管理、会計簿記帳、各種書類の作成、資料の整理などすべて施設内において取り組むよう改善することとした。</p> <p>勘定科目の計上の誤りはすでに修正した。預り金の内訳を明確にし、源泉徴収と納付額の差異はすでに該当者に還付した。会計処理における勘定科目の仕分けにおいて、その性質上最も適切な処理を遂行する。また、預り金については毎月、その都度、個別管理をして適正な事務処理を開始した。</p> <p>交付要項において、補助対象とする経費や補助対象に適さない経費について明確にするよう、来年度から改善することを決定した。補助事業者に対しても、補助金の充当経費が確認できる実績報告書を作成するよう指導した。</p>